

業務仕様書

I 業務概要

1 業務名 三重県工業研究所の津高等技術学校との一体整備を含む建替え再整備基本計画策定業務委託

2 計画施設概要

(1) 施設用途：工業研究所（公設試験研究機関）施設

(2) 敷地・施設の所在地

- ・津市高茶屋 5-5-45 (本所)
- ・四日市市東阿倉川 788 (窯業研究室)
- ・桑名市大字志知字西山 208 (金属研究室)
- ・伊賀市丸柱 474 (窯業伊賀分室)

3 計画と条件

(1) 敷地・施設の条件

(現状)

	本所	金属研究室	窯業研究室	窯業伊賀分室
所在地	津市高茶屋 5-5-45	桑名市大字志知 字西山 208	四日市市東阿倉 川 788	伊賀市丸柱 474
敷地面積	22,943.13 m ²	7,752 m ²	10,896 m ²	407 m ²
建物構成	中央棟含め 7 棟	本館含め 3 棟	本館含め 4 棟	1 棟
延床面積	7,261.51 m ²	1,701.57 m ²	3,073 m ²	259 m ²
竣工年度	昭和 47(1972)年	昭和 52(1977)年	昭和 43(1968)年	昭和 61(1986)年

※本所は、県警本部への貸出中の部分を除く用地において建替え再整備を行う。

(建替え再整備を行う 2 拠点)

- ・本所（津市） - 中南勢拠点 及び 窯業研究室（四日市市） - 北勢拠点

(建替え再整備を行わない 2 拠点)

- ・金属研究室（桑名市） 及び 窯業伊賀分室（伊賀市）

(2) 計画策定上の重要留意点

①本計画は、「三重県工業研究所の機能強化・施設整備にかかる基本構想」

(以下「基本構想」)に基づき、現状の 4 拠点について、2 拠点（本所、窯業研究室）において建替え再整備を実施し、再整備を行わない 2 拠点（金属研究室、窯業伊賀分室）からの設備・機器、人員の円滑な移転を進め、機能強化・企業支援サービスの充実を図るとともに、再整備しない 2 拠点の県有財産としての活用方法等についても併せて示すためのものである。

- ②建替え再整備を行う2拠点（中南勢拠点、北勢拠点）施設については、基本構想に基づき、機能強化や施設整備の具体的な方針・内容や施設の運営管理手法等についても検討する必要がある、工業研究所の本務である県内中小企業等への技術支援に加えて、経営・人材育成面での支援も産業関係団体や大学等との産学官連携により進めることや、地域のオープンイノベーション推進、スタートアップ支援等の視点も含めることを要する。
- ③一般利用も可能なホール等や、駐車場、国道・県道等との出入口、敷地内連絡道路（通路）、EV充電スタンド等の施設・設備について、利用者の安全性を確保しながら、効率的で利便性の良い配置・設置が必要となる。
- ④早期の新施設の供用開始とコスト縮減を両立した計画とする必要がある。具体的には、令和8年度末（令和9年3月31日）までに、建替え再整備を行う中南勢拠点（津市）と北勢拠点（四日市市）においては、一部既存施設の解体や用地整備等の工事に着手している必要がある。
- ⑤既存施設での業務を継続しながら施設整備や移転等を進める必要がある。
- ⑥北勢拠点（四日市市）へは、再整備を行わない2拠点から、及び中南勢拠点（津市）-現本所からも相当程度、設備・機器を移設する必要がある。
- ⑦既存施設の現状・状況や関係法令等の確認を行うとともに、解体・整備の工事パターン等に応じた比較検討等を行うことを要する。
- ⑧構造、耐震、防災、省エネ等にかかる施設設備の検討は、条件（例：県の木づかい条例や新エネルギー導入指針、民活導入ガイドライン等）や、制限（例：各地域で規定される各種建築制限等）などにも留意する必要がある。

<中南勢拠点（津市）について>

- ⑨工業研究所施設の建替え再整備が完了した後、機器・設備や人員が移転し、既存施設が解体・撤去され更地化した用地に、近隣に位置する県立津高等技術学校の新施設を整備する必要がある。
- ⑩津高等技術学校の新施設整備の着手は、令和12年度以降を見込んでおり、本計画では、工業研究所と津高等技術学校の双方の一体的な施設整備を円滑に遂行するための要件等の整理、整備プランの検討を要する。
- ⑪新しく整備する工業研究所と津高等技術学校の施設は、双方が渡り廊下で物理的に接続される必要がある。
- ⑫有事の際の県民の地下避難場所ともできる地階（地下）施設を、安全性・利便性・耐久性等の視点で、たとえば、共用施設となる地下駐車場等での併設を検討するなど、設置を進める必要がある。

<三重県立津高等技術学校について>

所在地：津市高茶屋小森町 1176-2	敷地面積：20,176.89 m ²
建物構成：10棟（教室、実習棟、他）	延床面積：10,677 m ²
竣工年度：昭和42(1967)年	

備考(1)：職業能力開発促進法に基づき設置された県立の職業能力開発校。
 備考(2)：工業研究所本所とは国道165号を挟んで約300mほどの近接した位置に立地している。

4 業務委託期間 契約締結日から令和7年3月19日まで

5 業務委託内容

現時点で想定する基本計画に記載する主な内容は、次のとおりであるが、内容及び構成は、委託者と受託者との協議のうえ変更することがある。受託者の作業に必要な詳細資料や情報等は、委託者より適宜提供する。

(1) 工業研究所の基本構想に基づく2拠点(中南勢拠点・津市、北勢拠点・四日市市)における企業支援機能強化の具体的な方針・内容

(2) 津高等技術学校の役割と機能及び施設整備の基本的な考え方

(3) 施設整備計画の策定

①施設整備の基本方針

・基本構想を踏まえた方針

②土地利用計画の検討

・敷地条件の整理等

③施設配置計画

・土地の現況を踏まえた実施可能な配置計画

④施設内容及び施設規模

・諸室構成および規模

⑤施設の各階・各部屋のゾーニング

※工業研究所2拠点(津市・四日市市)のみ

・職員、利用者の動線、設備配置及びセキュリティラインを考慮したゾーニング等

⑥必要設備

※工業研究所2拠点(津市・四日市市)のみ

・施設に必要とされる設備

(4) 維持管理・運営に係る基本方針

・維持管理、運営の基本方針

(5) 組織の運営方針

※工業研究所2拠点(津市・四日市市)のみ

(6) 事業手法・整備手法の検討

・県と事業者、各々のノウハウが最大限発揮される整備手法等の検討

(7) 概算事業費の算定

(8) 事業工程等の検討

・基本計画策定後のスケジュール工程

・建替え再整備しない2拠点(金属研究室・桑名市、窯業伊賀分室・伊賀市)の県有財産としての有効活用策

【留意点】

「※工業研究所2拠点(津市・四日市市)のみ」表示の項目については、津高等技術学校の役割・機能等の検討や設置根拠法を踏まえつつ、本計画策定に支障が出ないよう、必要に応じて、津高等技術学校についても一定程度検討・整理することとする。

Ⅱ 業務仕様

1 受託者が配置する技術者の資格要件

- (1) 管理技術者は公共建築物の基本計画策定業務の実務経験を有すること
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士を配置すること
※(2)については再委託も可とする。

2 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本計画策定業務は、提示された計画と条件によって行う。
- b. 業務の遂行にあたり、委託者と十分な連絡・協議を確保し、処理方針については、委託者の指示及び承諾を受けるものとする。また、業務における関係機関等との協議等は、委託者と調整する。
- c. 業務により知り得た情報は、秘密を守り他に漏らしてはならない。契約終了後においても同様とする。

(2) 協議及び記録

業務着手時及び監督員(委託者)又は管理技術者が必要と認めたとき

(3) 資料の貸与及び返却

- a. 貸与資料：既存敷地内建築物図面、類似建築物図面等の必要な資料
- b. 貸与、返却場所：三重県雇用経済部新産業振興課の指示による
- c. 貸与期間：業務委託期間

(4) 成果品の提出場所

三重県雇用経済部新産業振興課(工業研究所整備推進班)

(5) 成果品の提出期限

業務委託期間には、監督員による照査期間等を見込んでいるため、成果品は下記①・②を経たうえで委託工期末の14日以上前に提出すること。

- ① 令和6年10月31日(木)までに中間報告を提出すること
- ② 令和7年2月14日(金)までに最終報告を提出すること

(6) 監査及び検査、委託料の支払い

監査等は契約条項の定めるところによるものとし、委託料の支払いは、履行確認終了後、確認通知が行われた後に行う。

(7) 成果品の取り扱い

提出された成果品については、工業研究所施設整備にかかる設計業者に貸与し、当該設計における設計図の作成等に使用するとともに、津高等技術学校の施設整備に向けた計画・設計等にも活用する。

(8) 契約内容の変更

契約金額、業務委託内容や成果物提出・履行期限に変更が生じる場合は、委託者と受託者の間で協議のうえ、取扱いを決定する。

3 業務実施上の条件

- (1) 本業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は調査対象者から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本業務の履行にあたっては、特定の製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 本業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (4) 受託者は、何人に対しても委託期間中又は委託期間終了後を問わず、業務上知り得た本業務の一切を漏らしてはならない。
- (5) 本業務のスケジュールについては、事前に委託者の承認を得ること。
- (6) 打合せの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (7) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても委託者に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、委託者の要求に基づき仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (8) 本業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応すること。

4 成果品

本業務の成果品として、I-5の委託業務内容についてA4判製本、参考資料(ファイル綴じ)及び電子ファイルにとりまとめ、10部(電子ファイルは5部)提出する。

※注意事項

- 1 電子データの提出は「三重県CALS電子納品運用マニュアル」による。
準拠すべき基準は国土交通省作成の「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築CAD図面作成要領」とする。なお、レイヤー構成等は、「建築CAD図面作成要領」によらず、業務着手時の監督員との協議による。

5 特記事項

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- ウ 委託元所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託元所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (4) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (6) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

Ⅲ 事務担当(委託元所属)

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課工業研究所整備推進班

Tel : 059-224-3114 FAX : 059-224-2078

E-mail : shinsang@pref.mie.lg.jp

<担当>松岡、堤